

仕 様 書

- 1 件 名 塵芥処理業務委託
- 2 履行期間 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市水道庁舎 草加市氷川町2118番地5
- 4 支払方法 業務完了払（年12回払 4月から3月まで 毎月）
- 5 ごみ種別及び収集時間
ごみの種別については事業系として取り扱い、収集時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- 6 委託内容
庁舎ごみ置き場内の可燃ごみ及び資源物（紙類は含まれない）について、収集、運搬及び処分
の業務（以下「委託業務」という）を実施するものとする。
 - (1) 可燃ごみ
 - ア 委託業務の実施回数
可能な限り等間隔で、定期的に週2回委託業務を実施するものとし、実施の日については、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除くものとする。
 - イ 委託業務に係るごみの分量の目安
令和7年度（2025年度）予定処理量：概ね55kg／回
＜参考＞※ 令和7年（2025年）1月31日現在
令和6年度（2024年度）処理実績（平均）：55.1kg／回
令和5年度（2023年度）処理実績（平均）：55.0kg／回
 - (2) 資源物（紙類は含まれない。）
 - ア 委託業務の実施回数
定期的に月1回委託業務を実施するものとし、実施の日については、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除くものとする。
 - イ 委託業務に係るごみの分量の目安
令和7年度（2025年度）予定処理量：概ね30kg／回
＜参考＞ ※ 令和7年（2025年）1月31日現在
令和6年度（2024年度）処理実績（平均）：22.0kg／回
令和5年度（2023年度）処理実績（平均）：30.0kg／回

(3) その他

ア 法令上の責任

委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令（草加市の条例等を含む。）の規程を守り、かつ、発注者の指示に従うものとする。

イ 委託業務実施に伴う留意事項

（ア）ごみ容器内及び容器外を完全に収集し、周辺の清潔保持に努めること。

（イ）ごみの運搬用車両の運行に当たっては、来庁市民の安全に留意し他の車両の運行を妨害することのないよう駐車するとともに、運搬においては、ごみの飛散を防止するよう努めるものとする。

（ウ）受注者は、自己の作業員に対し、服装、言語及び態度等に留意して、市民に不快の念を与えないよう常に指導すること。

（エ）受注者は、自己の作業員の行為について自ら行ったものと同一の責任を負い、その責を免れることはできない。

ウ 作業機材の負担

委託業務の実施に必要な機材等にかかる費用は、すべて受注者の負担とする。

7 業務完了報告書の提出

毎月業務完了後、処理実績の重量を記載した業務完了報告書を速やかに提出すること。

8 その他

(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

(5) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

9 問合せ先

草加市上下水道部 水道総務課管理係

電 話 048-925-3132（直通）

FAX 048-925-5046